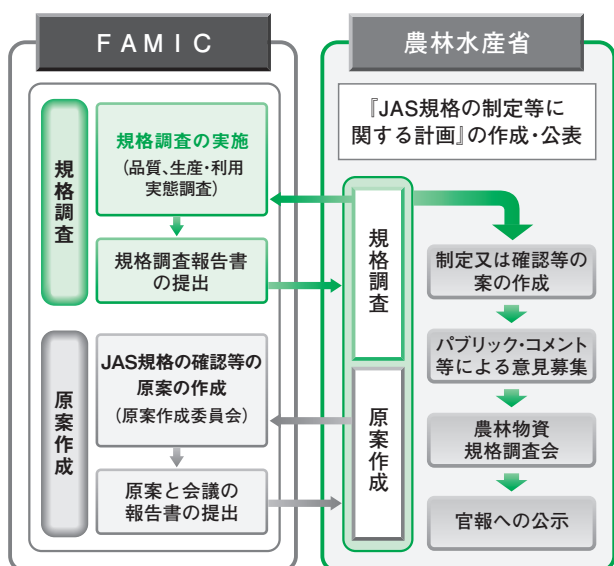


JAS規格の改正概要 ～地鶏肉～

平成27年6月9日に農林水産省において、農林物資規格調査会（JAS調査会）が開催され、地鶏肉のJAS規格の見直しについて審議が行われました。その結果を受け、地鶏肉のJAS規格が改正されました（平成27年8月21日改正）ので、地鶏肉のJAS規格について今回の改正内容を含めてご紹介します。

～はじめに～

JAS規格は、制定等の日から5年以内にその規格がなお適正であるかどうかを、JAS調査会の審議により確認し、又は必要があれば改正若しくは廃止しなければならない（JAS法第10条）とされています。



JAS規格の制定並びに確認、改正及び廃止の手順

FAMICでは、農林水産大臣から指示を受けてJAS調査会に先立ち、原案作成委員会を開催し、原案の作成を行っています。

1 地鶏肉とは

地鶏肉のJAS規格では、その生産方法について次の4つの基準が定められています。

① 飼育の対象となるひな鶏

鶏の品種には、明治時代までに日本国内に定着していた「在来種」と呼ばれる地域固有の品種があります。（例：コーチン、比内鶏、烏骨鶏など）在来種のほとんどは生産性が悪



く、そのままでは実用的ではありません。そのため、在来種と在来種以外の鶏肉用の品種とを交配させた鶏を飼育することがほとんどです。そのうち、在来種由来血液百分率※が50%以上であるひな鶏が地鶏肉のJAS規格の対象となります。

※ 在来種由来血液百分率とは

在来種は100%、在来種以外の品種は0%となります。交配させた場合は、両親それぞれの血液百分率を合計し、2で割った割合になります。

② 飼育期間

卵がかえってから80日間以上飼育されている。（※「2 改正の概要」へ）

③ 飼育方法

ひな鳥を保護する必要がなくなる28日齢以降は、鶏が鶏舎や屋外を自由に運動できる「平飼い」といわれる環境で飼育されている。

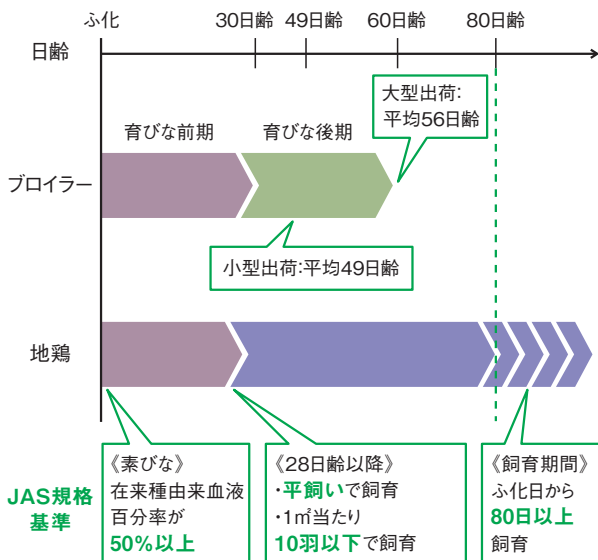
④ 飼育密度

1㎡当たり10羽以下で飼育されている。

すなわち、「地鶏」という品種の鶏が存在

するわけではありません。上記の4つの基準に則した生産の方法によって生産された鶏の総称であって、全国各地には地域の特徴を活かした様々な地鶏が飼育されています。

飼育期間なども地域による違いがあります。例えば、飼育期間が、82日から140日間、飼育密度は1㎡当たり、10羽から7羽以下と大きく異なっています。



ブロイラー・地鶏の生産方法

2 改正の概要

① 飼育期間の短縮

各地域において地鶏の飼育期間は、その地域の地鶏の肉が最もおいしくなる飼育期間の目安が定められています。JAS規格における地鶏の飼育期間の基準は、このような各地域の飼育期間の相違を考慮し、地鶏肉としての一定以上の品質が期待される最低限の期間として定められたものです。

近年、親鳥の能力や飼育技術の向上により、一部の地鶏では以前に比べ飼育の後半での体重増加が著しくなっています。そのため今までの飼育期間の基準（80日間以上）では、体重が増えすぎ以下のような問題が発生していました。

- ア) 鶏が大きすぎて機械による解体作業が上手くいかない。
- イ) 飼育の後半に鶏の足の骨が曲がり、鶏のモモ肉に炎症や内出血が出る。その結果、鶏肉製品として規格外品となる。

他方、このような地鶏の肉のうま味成分や歯ごたえなどの科学的なデータを見ると、地鶏の飼育期間は75日間以上が適当であると示されました。

このことから地鶏の飼育期間の基準を現行の80日間以上から75日間以上へ短縮することとなりました。

② 食品表示基準の制定に伴う改正

表示事項や表示方法などについて、地鶏肉特有の内容のみ記載し、食品表示基準との共通事項は削除されました。

3 詳しい審議結果等

以下のホームページをご参照下さい。

農林物資規格調査会 農林水産省 HP

<http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/sokai.html>

原案作成委員会 FAMIC HP

<http://www.famic.go.jp/event/sakuseiinnkai/kekka/food26.html>

豆知識

～銘柄鳥とは～

流通している食肉用の鶏の中には「地鶏」、「ブロイラー」の他に「銘柄鶏」と呼ばれるものがあります。

日本食鳥協会の定義によると、銘柄鶏とは、地鶏に比べ増体に優れた肉用種といわれるもので、我が国で飼育し、飼料の内容や飼育期間などの飼育方法が工夫された鶏のことです。

通常のブロイラーと比べると、肉質や風味がよくなるように飼育方法を工夫しています。

